○経済産業省令第五十四号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、特許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月二十二日

経済産業大臣　宮沢　洋一

特許法施行規則の一部を改正する省令

特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

様式第五十六の備考４及び様式第五十六の二の備考１中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。